

佐久大学看護学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は佐久大学看護学部における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目等)

第2条 開設する授業科目、配当年次・学期及び単位数並びに必修・選択・自由の別等は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。履修登録は、履修届を教務課に届け出ることによって行うものとする。

2 授業科目によっては、その内容との関連において、それぞれ先行して履修すべき科目（以下「先修科目」という。）の単位を修得あるいは修得見込みでなければならない。

3 先修科目は、別表第2のとおりとする。

(履修登録の制限)

第4条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。ただし、成績優秀者については、願い出により、上限を超えて履修登録を認めることができる。

(履修登録の変更)

第5条 履修登録後は、毎学期の所定の期間に限り、授業科目の変更及び追加、取り消しを認める。それ以外の期間については、原則として履修登録の変更は認めない。

(成績評価)

第6条 各授業科目について、講義及び演習の場合は2/3以上、実験・実習及び実技の場合は4/5以上出席した場合に成績評価の対象となる。

2 各授業科目の学修の評価と単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験などにより行う。

3 成績の評価は、学則第31条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示は、欠とする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(総合成績評価)

第7条 前条の成績評価に対して、グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、次のとおりとする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

3 GPAは、各学期毎に以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修登録した授業科目の GP} \times \text{その授業科目の単位数) の総和}}{\text{(履修登録した授業科目の単位数) の総和}}$$

※小数点第3位以下四捨五入

4 GPAは、各学期毎に履修登録した授業科目を対象として算出されたGPA（「学期GPA」という。）及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出されたGPA（「通算GPA」という。）の2種類とする。

（追試験）

第8条 疾病、その他やむを得ない事情により試験を欠席した者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願を当該試験実施後5日以内に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書又は理由書を添えて教務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

3 追試験の成績評価は、80点を上限とする。

（再試験）

第9条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、科目責任教員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

2 前項の再試験を許可された者は、再試験願を指定された期日までに、再試験料を添えて教務課に提出しなければならない。

3 再試験で合格した場合の成績評価は、Cとする。

（再履修）

第10条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修し、第6条第1項に規定する条件を満たさなければ成績評価の対象としない。

（不正行為）

第11条 試験において不正行為をしたときは、当該授業科目を不合格とする。また、同学期内の以後の試験の受験資格を与えない。

（既修得単位の認定）

第12条 入学前又は入学後に大学、短期大学、高等専門学校専攻科、その他文部科学大臣が定める学修で修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業要件単位として認定する。

2 認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書により所定の期日までに申請し、審査を受けなければならない。

3 単位認定された授業科目の成績表示は、認定とする。

（進級の要件等）

第13条 1・2年次に配当された授業科目のうち、専門教育科目必修科目に単位を修得できなかった授業科目がある場合は、原則として3年次への進級は認めない。

2 進級の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附則 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 1. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附則 1. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

2. この改正施行の際に、平成22年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附則 1. この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

2. 改正施行後の第12条については、平成21年度以前に入学した学生への適用はしないこととする。

附則 1. この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

2. この改正施行の際に、平成25年3月31日までに在学する学生への第6条3項の適用については、従前の例による。

3. 改正施行後の第7条については、平成25年度入学生より適用する。

4. 改正施行後の第13条については、平成21年度以前に入学した学生への適用はしないこととする。

別表第1 授業科目等（第2条関係、平成24年度以降入学生用）

〈略〉 シラバス「教育課程表」参照

別表第2 先修科目（第3条関係、平成24年度以降入学生用）

授業科目名	先 修 科 目
E B N実習Ⅱ	生活援助論Ⅰ・Ⅱ、E B N実習Ⅰ、フィジカルアセスメント
成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	E B N実習Ⅱ、成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ・Ⅱ
老年看護学実習	E B N実習Ⅱ、老年看護学概論、老年看護援助論
精神看護学実習	E B N実習Ⅱ、精神看護学概論、精神看護援助論
小児看護学実習	E B N実習Ⅱ、小児看護学概論、小児看護援助論
母性看護学実習	E B N実習Ⅱ、母性看護学概論、母性看護援助論
在宅・地域看護学実習	E B N実習Ⅱ、地域看護学概論、地域看護援助論Ⅰ
看護総合実習	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習、精神看護学実習、 小児看護学実習、母性看護学実習、在宅・地域看護学実習 ※地域看護学を選択した場合 上記科目に加え、地域看護援助論Ⅱ・Ⅲ、地域看護システム論
地域看護学実習	看護総合実習

注) E B N実習Ⅰ・Ⅱは、平成28年度より基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱの科目名称を変更した。